旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 29 年９月 21 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①株式会社ＱＨホリデー　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6765号　④株式会社ＱＨホリデー　東京都豊島区西池袋一丁目29－５山の手ビル６－Ａ　代表取締役　孫麗麗　⑤東京本部　東京都豊島区西池袋一丁目29－５山の手ビル６－Ａ　⑥平成26年３月27日　⑨平成29年５月11日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都豊島区西池袋一丁目29－５山の手ビル６－Ａ　株式会社ＱＨホリデー　代表取締役　孫麗麗

Ｂ　①名華通商株式会社　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３－1134号　④名華通商株式会社　愛知県名古屋市東区東桜二丁目３番４号　代表取締役　景岭　⑤本社営業所　愛知県名古屋市東区東桜二丁目３番４号日中交流会館２階　⑥平成15年７月10日　⑧平成29年８月25日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫愛知県名古屋市東区東桜二丁目３番４号　名華通商株式会社　代表取締役　景岭

Ｂ　①世紀観光　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2742号　④世紀商事株式会社　大阪市中央区日本橋一丁目25番16号９階　代表取締役　高橋英男　⑤本社　大阪市中央区日本橋一丁目25番16号９階　⑥平成27年５月22日　⑧平成29年７月19日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市中央区日本橋一丁目25番16号９階　世紀商事株式会社　代表取締役　高橋英男

Ｃ　①株式会社ジャパントラベル　②第３種旅行業　③奈良県知事登録旅行業第３－210号　④株式会社ジャパントラベル　奈良県天理市三島町100－５番地　代表取締役　中森里美　⑤本社　奈良県天理市三島町100－５番地　⑥平成28年11月１日　⑨平成29年６月12日　⑩300万円　⑪奈良県知事　⑫奈良県天理市三島町100－５番地　株式会社ジャパントラベル　代表取締役　中森里美

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 29 年９月 21 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①ＳＵＮ・トラップ株式会社　②第２種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第２－2666号　④ＳＵＮ・トラップ株式会社　大阪市北区豊崎三丁目６番８号　代表取締役　池添達也　⑤本社営業所　大阪市北区豊崎３丁目６番８号ＴＯビル704号　⑥平成25年４月17日　⑦平成29年８月18日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社カレッジリーグ　②第２種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第２－2866号　④株式会社カレッジリーグ　東京都渋谷区円山町25番１号　代表取締役　長田明史　⑤関西本社　大阪市東淀川区東中島４－11－32ネオライフ新大阪東棟605号室　⑥平成19年４月４日　⑦平成29年４月４日　⑧300万円　⑨1500万円

Ａ　①オレンジ観光　②第３種旅行業　③和歌山県知事登録旅行業第３－208号　④田下佳宏　海南市下津町丸田45番地15　⑤本社営業所　海南市下津町丸田45番地15　⑥平成７年３月30日　⑦平成29年８月17日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社コア・エージェンシー・ニセコ　②第２種旅行業　③北海道知事登録旅行業第２－606号　④株式会社コア・エージェンシー・ニセコ　虻田郡倶知安町北一条西三丁目１番地　代表取締役　佐藤豊　⑤本社営業所　虻田郡倶知安町北一条西三丁目１番地　⑥平成23年７月25日　⑦平成29年８月21日　⑧220万円　⑨1100万円